

特定商品分類表（特定商品の販売に係る計量に関する政令及び特定商品分類表解説
（社団法人日本計量振興協会）より）

特定商品名	分類	具体例	公差表 番号	特定物象量
精米及び精麦	精米	うるち精米、もち精米	1	質量
	精麦		1	質量
豆類及び 豆類加工品	生鮮の豆類	大豆、小豆、いんげん、えん どう、そら豆、落花生	1	質量
	豆類加工品	あん、煮豆、豆腐、油揚げ、 納豆、きな粉、ピーナッツ製 品	1	質量
粉類	粉類	米粉、小麦粉、そば粉、とう もろこし粉、調製穀粉（プレ ミックス）	1	質量
でん粉	でん粉		1	質量
野菜及び その加工品	生鮮の野菜（カット 野菜を含む）	根菜、葉茎菜、果菜、香辛野 菜、きのこ、山菜	2	質量
	野菜缶詰、瓶詰	たけのこ、スイートコーン、 グリーンピースなど	1	質量又は 体積
	トマト加工品	トマトジュース、トマトケ チャップなど	1	質量又は 体積
	野菜漬物	ぬか漬、しょうゆ漬、かす 漬、酢漬、塩漬など ※1	2	質量
	野菜冷凍食品		2	質量
	きのこ加工品	きのこ缶詰・瓶詰、乾燥きの こ（乾しいたけなど）	1	質量
	乾燥野菜	切り干しだいこん	1	質量
果実及び その加工品	生鮮の果実	コーヒー生豆など	2	質量
	果実漬物	梅干、シロップづけ	2	質量
	果実缶詰、瓶詰	もも、フルーツみつ豆など	1	質量
	ジャムなど	ジャム、マーマレード、果実 バター	1	質量
	乾燥果実	干柿、干ぶどう、干あんず	1	質量
	果実冷凍食品		1	質量
	その他の果実加工品	甘栗	1	質量
砂糖	砂糖	粗糖、角砂糖、黒砂糖など ※2	1	質量

特定商品分類表（特定商品の販売に係る計量に関する政令及び特定商品分類表解説
（社団法人日本計量振興協会）より）

特定商品名	分類	具体例	公差表 番号	特定物象量
茶、コーヒー、 ココア類	茶	茶葉、インスタント茶など	1	質量
	コーヒー製品	ばいせんコーヒー豆、イン スタントコーヒー	1	質量
	ココア製品	ココア粉、ココアケーキなど	1	質量
香辛料		ブラックペッパー、ホワイト ペッパー、サフラン、	1	質量
		さんしょう、カレー粉、から し粉、練りからし、		
		わさび粉、練りわさび、しょ うが、カレー粉 ※3		
めん類	めん類	生めん、乾めん、即席めん、 冷凍めん、	2	質量
		マカロニ、スパゲッティ ※ 4		
もち、 オートミール	穀類加工品	もち、ビーフン、オートミ ール、パン粉、麩、麦茶	1	質量
その他の 穀類加工品				
菓子類	菓子類	ビスケット、クッキー、せん べい、あられ、	1	質量
		カステラ、プリン、ゼリー、 キャンデー、		
		チョコレート、チューインガ ム、シャーベットなど ※5		
食肉並びに その加工品	生鮮肉類	牛肉、豚肉、鶏肉、いのしし 肉、馬肉など	1	質量
	加工肉製品	ハム、ソーセージ、ベーコン	1	質量
	食肉缶瓶詰	コンビーフなど	1	質量
	食肉冷凍食品		1	質量
	その他の肉製品	つくだに肉、肉エキスなど	1	質量
はちみつ	はちみつ	はちみつ、ロイヤルゼリー	1	質量

特定商品分類表（特定商品の販売に係る計量に関する政令及び特定商品分類表解説
（社団法人日本計量振興協会）より）

特定商品名	分類	具体例	公差表 番号	特定物象量
牛乳及び乳製品	粉乳など	粉乳、バター、チーズ	1	質量
	その他	液状のミルククリーム、練乳、アイスクリーム、ヨーグルト、乳酸菌飲料	1	質量又は体積
魚介類及びその加工品	生鮮の魚介類（冷蔵したもの並びに冷凍品を含む）	魚類、貝類、	2	質量
		水産動物（いか、たこ、えび、かに等） ※6	2	質量
	乾燥魚介類	素干（たづくり、素干えびなど）、塩干（丸干し、開き）、煮干	2	質量
	水産物冷凍食品	魚類、たこ類、いか類、貝類、えび類、かに類など	2	質量
	くん製魚介類		2	質量
	調味加工品	そばろ（たら又たい）、食料魚粉、うに加工品、うにあえもの	2	質量
		味付かずのこ、明太子、フレークなど		
	その他の加工魚介類	焼もの、焼干もの、ポイル、切り身、	2	質量
		たたき（表面を焼いたもの）、ねぎとろ		
	塩蔵魚介類	塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、	1	質量
		いくら、キャビア		
	缶詰魚介類	水煮、味付、角煮、味噌煮など	1	質量
	ねり製品	かまぼこ、はんぺん、魚肉ハム・ソーセージ	1	質量
	塩辛製品	いか、かつおなど	1	質量
水産物漬物	ぬかづけ、かすづけなど	1	質量	

特定商品分類表（特定商品の販売に係る計量に関する政令及び特定商品分類表解説
（社団法人日本計量振興協会）より）

特定商品名	分類	具体例	公差表 番号	特定物象量
	節類、削節類	節類、削節類、生利節	1	質量
海藻及び その加工品 ※7	生鮮の海藻類	こんぶ、わかめ、のり、ひじき、もずくなど	2	質量
	加工海藻類	折こんぶ、切りこんぶ、ぼらのり、焼きのり、 味付けのり、塩わかめなど	2	質量
食塩、みそなど		食塩		1
	みそ	米みそ、豆みそ、麦みそ、調合みそ	1	質量
	その他	うま味調味料、カレールウ、 サラダ油、 ショートニング、マーガリン、 塩こしょう	1	質量
ソースなど		ソース	ウスターソース、ドレッシング、 マヨネーズ	1
	調味料関連製品	めん類等用つゆ、焼肉等のたれ、 ドレッシングタイプ調味料	1	質量又は体積
		スープ	コンソメ、ポタージュなど	1
しょうゆ及び 食酢	しょうゆ		1	体積
	食酢		1	体積
調理食品	即席しるこ及び即席 ぜんざい		1	質量
	調理冷凍食品	フライ、揚げ物、ハンバー グ、ミートボール、 シュウマイ、餃子、米飯など	2	質量
		チルド食品	ハンバーグ、ミートボール、 餃子、シュウマイ、 春巻など	2
	レトルトパウチ食品	カレー、パスタソース、混ぜ ご飯のもと、	2	質量

特定商品分類表（特定商品の販売に係る計量に関する政令及び特定商品分類表解説
（社団法人日本計量振興協会）より）

特定商品名	分類	具体例	公差表 番号	特定物象量
		シチュー、米飯など		
	その他の調理食品	煮物、焼物、炒め物、揚げ物、蒸し物、	2	質量
		和え物、米飯、缶詰・瓶詰		
清涼飲料の 粉末など		清涼飲料の粉末、つくだに、 ふりかけ、	1	質量
		ごま塩、いりごまなど		
飲料	アルコールを含まないもの	飲料水、清涼飲料など	1	質量又は体積
	アルコールを含むもの	酒類	1	体積

- ※1 野菜漬物のうち、らっきょう漬け及び小切り又は細刻したものは密封商品
- ※2 砂糖のうち、細工もの又はすき間なく直方体状に積み重ねて包装した角砂糖以外のものは密封商品
- ※3 香辛料のうち、破碎し、又は粉碎したものは密封商品
- ※4 めん類のうち、ゆでめん又はむしめん以外のものは密封商品
- ※5 菓子類のうち以下のものは密封商品
 - (1) ビスケット類、米菓及びキャンデー（ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ、入れ、又は付けたものを除くものとし、1個の質量が3g未満のものに限る。）
 - (2) 油菓子（1個の質量が3g未満のものに限る。）
 - (3) 水ようかん（くり、ナッツ類等を入れたものを除くものとし、缶入りのものに限る。）
 - (4) プリン及びゼリー（缶入りのものに限る。）
 - (5) チョコレート（ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。）
 - (6) スナック菓子（ポップコーンを除く。）
- ※6 冷凍魚介類のうち、冷凍貝柱及び冷凍えびは密封商品
- ※7 海藻及びその加工品のうち、生鮮のもの、冷蔵したもの、干のり又はのりの加工品以外のものは密封商品